

令和8年度 上越市国民健康保険等各種通知用封筒掲載広告募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、上越市有料広告掲載に関する要綱（平成24年1月13日改正。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、令和8年度上越市国民健康保険等各種通知用封筒広告掲載の募集に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載媒体等)

第2条 広告を掲載する媒体、作成枚数、広告掲載枠の規格、募集枠数、広告の掲載期間、広告の掲載方法及び最低販売価格は、次の表に定めるとおりとする。

広告を掲載する媒体	国民健康保険税納税通知用封筒（長形3号）	健康診査関係書類送付用封筒(角形A4号)	後期高齢者医療保険料納入通知用封筒（長形3号）
作成枚数	63,000枚	49,000枚	68,000枚
広告掲載枠（以下「広告枠」という。）の規格等	大きさ： 縦6cm×横7cm 印刷色： ライトブルー系1色	大きさ： 縦6cm×横9cm 印刷色： 黒1色	大きさ： 縦6cm×横7cm 印刷色： 黒1色
募集広告掲載枠数	2枠	6枠	2枠
	・いずれも個人または団体でそれぞれ1枠まで ・個人または団体の申請数が広告募集枠数以下の場合は、申請した個人または団体が残りの募集枠を複数申請できるものとする。		
広告掲載期間	令和8年4月から約1年 （当初課税分及び変更通知書を発送するときに使用）	令和8年4月から約1年 （特定健診の受診券及び結果通知を発送するときに使用）	令和8年4月から約1年 （当初賦課分（仮算定・本算定賦課）及び変更通知書を発送するときに使用）
	ただし、当初に作成した封筒を使用しきった場合において、新たに作成する封筒には広告を掲載しないものとし、また、作成した封筒を全て使用しきれない場合がある。		
掲載決定方法	見積額の高い順から広告掲載枠数の範囲で決定。		
最低価格（1枠）	28,000円	15,000円	30,000円

※ 広告デザイン等原稿作成費用は、広告掲載の申請者の負担とする。

(募集期間)

第3条 募集期間は、令和7年9月25日（木）から令和7年10月15日（水）まで（同日までに必着とする。）とする。

(対象者の要件)

第4条 要綱第4条第4号のその他別に定める要件は、個人及び法人（法人以外の団体にあつては、当該団体の代表者）が前年度分までの市税を完納していることとする。

(広告枠購入資格審査等)

第5条 広告枠を購入し、媒体に広告を掲載しようとする人及び団体は、要綱及び上越市有料広告掲載に関する要綱第4条及び第5条に係る判断基準等を確認の上、上越市国民健康保険等各種通知用封筒広告掲載枠購入資格審査申込書（第1号様式）に掲載しようとする広告の版下を添えて、市長に申し込まなければならない。

2 前項の上越市国民健康保険等各種通知用封筒広告掲載枠購入資格審査申込書（第1号様式）等の提出先は、国保年金課、南出張所、北出張所又は各総合事務所市民生活・福祉グループのいずれかとする。

3 市長は、第1項の申込書の提出があったときは、要綱第7条の規定による審査を経て、広告枠の購入資格の有無を確認し、上越市国民健康保険等各種通知用封筒広告掲載枠購入

認定
資格 通知書（第2号様式）により通知するものとする。
不認定

(広告枠の購入者の決定等)

第6条 市長は、前条第3項の規定により広告枠の購入資格を認定した人及び団体（以下「資格者」という。）のうちから、上越市財務規則（昭和46年上越市規則第35号。以下「規則」という。）に規定する見積り合わせの方法により広告枠の購入者（以下「購入者」という。）を決定するものとする。ただし、有資格者の数が募集広告枠数以下のときは、規則に規定する随意契約の方法により購入者を決定するものとする。

(契約の締結等)

第7条 市長は、前条の規定により決定した購入者と広告枠の売買契約を締結するものとする。

2 購入者は、前項の売買契約締結後、市長が指定する日までに掲載する広告の原稿又はデータを提出し、及び広告枠の購入代金を納付しなければならない。

(問合せ先)

〒943-8601

上越市木田1丁目1番3号

上越市役所 国保年金課

TEL 025-520-5714（直通）

FAX 025-526-6115